

自動車の購入には物資事業をご利用ください!

立替利率 ▶ **年利1.98%**

立替限度額 ▶ **300万円**

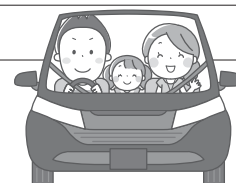
物資事業は、組合員の皆さんが当組合と契約した自動車販売店(特約店)から自動車を購入する場合、当組合が特約店へ購入代金を立替払いし、その立替金を給料から割賦償還する制度です。

特約店の情報は、当組合ホームページの「共済のしおり」に掲載しています。

また、特約店以外で自動車を購入する場合でも、組合員が立替手数料を負担することにより物資事業を利用することができます(「特例による物資立替金制度」といいます。)

自動車購入の際は、ぜひ物資事業をご利用ください。

立替対象	自動車(組合員およびご家族が使用する自動車、中古車を含みます。) ※自動二輪車不可
立替金額	300万円 (10万円以上5万円単位で立替)
立替手数料	新車 10,000円 中古車 5,000円 (消費税別途) ○特約店で購入 ⇒ 特約店負担 ○特約店以外で購入 ⇒ 組合員負担
償還方法	立替翌月から給与控除による元利均等償還(ボーナス併用償還は50万円以上の場合選択可能)
利率	年利率 1.98%
申込締切日	毎月5日 (当組合必着)
送金日	請求書締切日の 当月28日 送金 ※ただし、金融機関の営業日でない場合は、その翌営業日となります。 ○特約店で購入……………特約店の指定口座へ送金 ○特約店以外で購入………組合員登録口座へ送金



物資事業の立替利率を引き下げます

当組合物資供給規則が次のとおり改正されましたのでお知らせします。

- ① 物資立替資金の借入先の変更 -4月1日から-
物資立替金の借入先を、貯金経理から退職等年金預託金管理経理へ変更しました。
- ② 物資立替金の利率の引き下げ -10月1日から-

令和元年9月まで

1.98%

令和元年10月から

1.56%



※既利用者の利率も引き下げとなります。

9月上旬に、立替利率改正後の「物資立替金個別償還明細表」を送付しますのでご確認をお願いします。